

給水装置工事申込マニュアル改訂に係るQ A

Q 加入金や手数料はいつから変わりますか？

A 令和8年10月1日受付から変わります

Q 申請書や添付書類などに変更はありますか？

A 申請様式などを変更しましたので、詳しくは「[給水装置工事申し込みマニュアル\(R8.10.1\)](#)」をご確認ください。

Q 手続きの変更はありますか？

A 須賀川市水道事業給水条例第10条及び第31条・第32条に基づき、申請時に納入いただいたことを確認後、審査開始する流れになります。

また、申請には事前予約が必要になりますので、詳しくは「[給水装置工事申し込みマニュアル\(R8.10.1\)](#)」をご確認ください。

Q 仮申請（申請日予約）はどのような方法で行いますか？

A 新フローにおける予約受付は、申込書及び平面図の写しを提出していただくようになります。（提出は紙面でもメールでも受付できます）
その後の書類審査等については、従前どおり原本（紙媒体）でのやり取りとさせていただきます。

Q 申請書提出日の予約にあたり、3日営業日前までにメールにより申込となっていますが、納付書は事前にメール等でもらえるか？

A 各金融機関と指定用紙の申し合わせをしておりますので、間違いによるトラブル防止のため、市指定の用紙で納付をお願いしております。
また、納付は申請時にいただく事となっており、事前のお渡しはいたしません。

なお、納付書等は、官公庁を騙る詐欺等のトラブル防止のため、全て紙媒体で直接お渡ししておりますのでご了承ください。

Q 2026 年 10 月 1 日より新様式での申込書が適用されますが、すでに旧様式で顧客や水道事業者との協議を進めている案件など、継続協議している様々なケースについて、従前の様式で 9 月中に申請書提出が出来ない場合、従前の様式で 10 月以降でも申請できますか？

A 従来の申請受付のフローに基づき、**9 月中に仮申請が提出されているものについては、10 月 1 日以降の本申請になった場合においても、改定前の手数料・加入金の金額で取り扱いたします。**

9 月中に仮申請の提出がなかったものは、新フローに基づき新様式で新手数料での申込となります。

なお、**令和 8 年 10 月 31 日までは、旧様式を使用しての申請も可としますが、新様式を参考に、納付書発行に必要な情報（水栓数・メーター口径）は記事欄に記載してください。**

Q 設計の変更について、従来軽微なものについては竣工図面への反映で対応していたが、10 月 1 日以降は設計変更届の提出が必須となるのか。

A 工事経過を把握するため、軽微な変更が生じた際には、設計変更届の提出をお願いします。なお、提出のタイミングとしては完了検査申込までにご提出ください。詳しくは「[給水装置工事申し込みマニュアル\(R8.10.1\)](#)」をご確認ください。